

◎新潟県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）加治川右岸「2次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年10月5日から平成29年3月14日まで
- 3 作業地域 新発田市板山地内